

# 中古住宅取得補助制度



## 要件 (一部抜粋)

- 令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に住宅の購入により、取得（住宅の所有権保存登記）が行われた住宅であること。
- 対象住宅に居住し、住民登録していること。
- 満45歳未満で、婚姻または義務教育終了前の子どもを扶養していること。  
※同居の配偶者が満45歳未満である場合も対象となります。

他にも要件があります。  
対象かどうか確認するには  
こちらのチェックシートを  
ご覧ください。



住宅の  
取得日から  
**90日以内に**  
申請して  
ください。

申請書と  
添付書類を  
提出して  
ください。  
※審査があります。

**補助基本額**  
**5万円**  
町外転入者または  
子育て世帯は  
**8万円**

詳しくはHPを  
ご覧ください。



こちらから  
申請できます。



**【お問い合わせ先】**  
岬町まちづくり戦略室 企画地方創生担当  
電話：072-492-2775（直通）